

1. 経営方針

【経営方針】

- 県域を営業エリアとする地域金融機関として、担い手および農業関連産業や地場企業等に対し、ＪＡ等との連携による総合金融サービスの提供を通して、農業基盤の拡充と地域社会の発展に貢献します。
- 県段階の連合組織金融機関として、ＪＡへの支援・指導と安定的利益還元を通してＪＡの事業機能を強化し、「組合員・利用者から信頼され、地域と密着したＪＡバンク鹿児島」を確立します。

【中期経営計画・事業計画】

「ＪＡバンク統一運営中期戦略」（令和７年度～令和９年度）に掲げた基本目標『利用者がつながりたくなるＪＡバンク鹿児島』と『総合事業全体での経営戦略の高度化』を目指し、本会においては「信連中期３か年計画」（令和７年度～令和９年度）に基づき、６つの主要施策の実践に取り組んでいます。

ＪＡバンク統一運営中期戦略

利用者がつながりたくなるＪＡバンク鹿児島

総合事業全体での経営戦略の高度化

基本方針

- ★ 金融仲介機能を発揮し、ＪＡ自らが経営戦略を検討・実践する
- ★ 組合員・利用者から信頼されるＪＡの構築
- ★ 総合事業体で最適かつ関連性ある経営戦略の策定

主要施策

- 事業間連携強化による農業メインバンク機能の発揮
- ＪＡバンクローンの取組強化を通じた事業基盤・収益基盤の確立
- 安定的かつ低コストな資金調達とライフプランサポートの実践
- 体験やサービスを通じた地域とのつながり強化
- 徹底した業務効率化の実践
- 信用事業を担う人材の育成
- 内部管理態勢の構築・健全性確保



信連中期３か年計画主要施策

1 金融仲介機能の発揮による収益確保

2 適切な財務・リスク管理に基づく
安定的収益還元

3 つながりたくなるＪＡバンク鹿児島の確立と
総合事業全体での経営戦略の高度化

4 人的資本の充実

5 経営管理・内部管理態勢の強化

6 業務効率化

2. 業務の適正を確保するための体制

【内部統制システム基本方針】

本会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制システムに関する基本方針を次のとおり制定しています。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、役職員の行動規範や倫理等を「コンプライアンスの基本方針」として定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要な経営判断などの意思決定を行うにあたっては、定款や組織規程の職務権限等の決定手順を遵守する。
 - (3) コンプライアンスに関して、職員が外部の法律事務所に相談・情報提供できる制度（ヘルプライン）を設置する。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
 - (5) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策について、「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、適切な業務運営を行う。
 - (6) 財務報告にかかる規程等を定め、財務報告の信頼性・適正性を確保するための態勢を整備する。
 - (7) お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針を制定するとともに、役職員へ研修等を通じて、お客さま本位の金融サービスを提供する態勢を整備する。
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
 - (3) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めた「リスクマネジメントの基本方針」を制定する。
 - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、意思決定機関としてリスク管理委員会、担当部署としてリスク審査室を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ運用部門に経済資本を配賦し、これを上限とした運用を行う経済資本管理の実施により、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
 - (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
 - (5) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 中期計画および事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。

- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される経営企画会議を設置し、常時または随時の経営課題や理事会・経営管理委員会の決議事項にかかる原案等の検討を行う。
 - (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。
5. 内部監査体制
- (1) 本会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
 - (2) 監査室は、本会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
 - (3) 監査室長は、内部監査終了後、内部監査報告書を理事長に報告する。理事長は、定期的に内部監査の結果を理事会に、内部監査の状況を経営管理委員会へ報告する。
 - (4) 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。
6. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項および当該職員の理事から独立性に関する事項
- (1) 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
 - (2) 監事室には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、室長および必要な職員を配置する。
 - (3) 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
7. 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
- (1) 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
 - (2) リスク審査室は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
 - (3) 監査室は、業務監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
 - (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
8. 監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 適正な目的により監事へ報告を行った本会の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。
9. 監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針
- 監事とその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
 - (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
 - (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
 - (4) その他、理事および職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

3. リスク管理の状況

【 リスク管理方針 】

金融自由化、国際化の本格的進展、業務の多様化により、金融機関が内包するリスクは信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクなど多岐にわたり増大する傾向にあります。こうした環境の中で、本会は、様々なリスクを統合的にマネジメントすることを目的とした「リスクマネジメントの基本方針」を定め、ALM（資産・負債総合管理）や諸リスク管理体制の強化を最重要課題として、その取り組み強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。本会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

○ リスクマネジメント

1. 市場リスク管理

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む）の価値が変動し損失を被るリスクのことです。

本会の市場リスクに係る経営戦略は、経営体としてのリスク許容量を踏まえ、ALMの実践により、調達・運用ギャップを適切にマネジメントし、中長期的な収支の確保・安定化に努めています。

2. 信用リスク管理

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

本会の信用リスクに係る経営戦略は、良質な貸出資産の積み上げを基本として、業種集中及び大口集中等によるリスクを回避することにより安定的な収益の確保に努めています。

3. 流動性リスク管理

財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。（資金繰りリスク）

市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。（市場流動性リスク）

本会の流動性リスクに係る経営戦略は、系統資金動向、大口資金決済の情報、内外経済・政治の動向を踏まえつつ、金融市場における資金の効率的運用と資金の安定的流動性確保を基本に、バランスの取れたマネジメントを行います。

4. オペレーショナル・リスク管理

（1）事務リスク管理

本会が行う業務にかかる事務について、手続きに定められたとおりに事務処理を行うことを怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク、実務規定の整備が不十分または規定する業務プロセス自体に不備があり、適切な処理が行われないリスクのことです。

本会の事務リスクに係る経営戦略は、事務リスクは全ての業務に存在していることを認識し、事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じています。

(2) システムリスク管理

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクのことです。

本会のシステムリスクに係る経営戦略は、リスクが顕在化した場合の影響が広域化・深刻化することを認識し、発生防止及び緊急時の対応等、適切な方策を講じています。

(3) 法務・人的リスク管理

経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失や取引上のトラブルが発生するリスクのことです。(法務リスク)

労務慣行の問題、労働安全衛生環境の問題または役職員等の不法行為により本会が使用者責任を問われる問題に起因して、本会が損失を被るリスクのことです。(人的リスク)

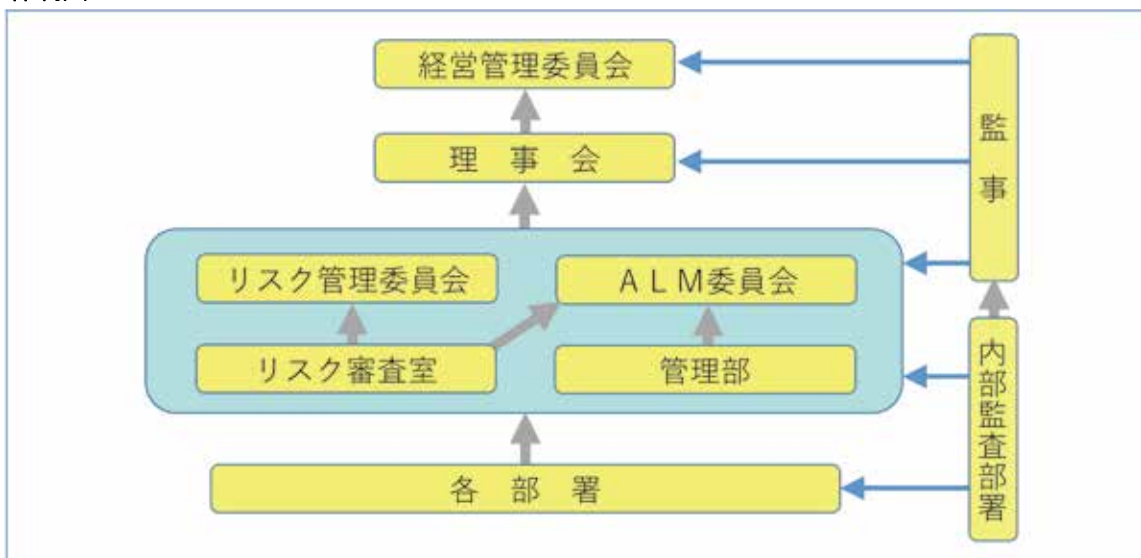
本会の法務リスク・人的リスクに係る経営戦略は、本会の社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、法令やルールを厳格に遵守した誠実かつ公平な事業運営を遂行しています。

○ リスク・ALM管理体制

市場リスク・信用リスク等を総合的に管理するため、リスク審査室を設置して、適切な内部管理を実施するとともに、リスク管理委員会を開催し、諸リスクの把握・分析等、リスク管理態勢の強化に努めています。

また、ALM委員会の開催により、資産・負債の動向把握とともに金融・経済の見通しを分析・検討し、調達・運用方針を協議・決定しています。

体制図



○ 貸出審査体制

融資審査機能の充実をはかるため、融資部門とは独立したリスク審査室を設置して、厳正な審査に努めるとともに、融資全体の各種リスクを回避するためのモニタリングを行うなど、融資の安全性・成長性・収益性等をあらゆる角度から審査しています。

○ 内部監査体制

内部管理体制の強化をはかるため、監査室を設置して、全部署に対し年1回以上の内部監査を実施しています。

内部監査にあたっては、事務処理の厳正化による事故の未然防止等の観点から、改善勧告を行い、適切な事務処理・管理体制の徹底に努めています。

【コンプライアンスの基本方針】

本会は、コンプライアンスを経営上の最重要課題として位置付け、系統金融機関としての公共的使命と社会的責任を果たすため、以下の基本方針を定め、遵守しています。

1. 基本的使命と社会的責任

本会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法律等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

【個人情報保護方針】

本会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが本会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しています。

1. 関係法令等の遵守

本会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および本会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

本会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、本会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

本会の個人情報等の利用目的は、本会に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

本会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

本会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、職員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

本会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

本会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

本会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

本会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

本会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

本会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

本会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

本会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒890-8515 鹿児島県鹿児島市鴨池新町15番地
鹿児島県信用農業協同組合連合会 リスク審査室
TEL 099-258-5268

【金融商品の勧誘方針】

本会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めています。

本会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

【貸出運営についての考え方】

本会の融資は、組合員および地域の皆さまがJAにお預けいただいた貯金を源泉としています。

「地域で調達した資金を地域のために還元する」ことを融資の基本とし、本会は、以下の基本的考え方に基づき、地域振興・地場産業振興および社会福祉の向上のため、農業担い手、農業関連企業・団体、地場企業ならびに地方公共団体など幅広くかつ積極的に融資対応いたします。

1. 農業政策ならびに経済金融情勢の動向把握に努め、農業振興および地域経済の活性化や融資先の資金ニーズに的確に対応し、農業のメインバンクならびに地域密着型の金融機関としての役割を果たすとともに、融資にかかる法令・監督指針等を遵守した健全な融資に取り組みます。
2. 融資営業態勢・融資審査態勢の充実・強化をはかり、農業担い手や地場企業等に対する積極的な融資営業に取り組むとともに、リスク管理の強化や旧中小企業金融円滑化法に基づく適切な対応をはかります。

【利益相反管理方針】

本会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定め、遵守しています。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、本会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと本会の間の利益が相反する類型
- (2) 本会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

本会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、本会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 本会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、本会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

本会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

【金融ADR制度への対応】

本会は、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所（以下「JAバンク相談所」といいます。）と連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。

また、本会では、紛争解決措置として、鹿児島県弁護士会（外部機関）を利用しています。

1. 本会の苦情等受付窓口：リスク審査室（電話：099-258-5268）（月～金 9:00～17:00）
2. JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）（月～金 9:00～17:00）

【利用者保護等管理方針】

本会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。

また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 本会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 本会との取引に伴い、本会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【 マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針 】

本会は、事業を行うにあたり、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組んでいます。

あわせて、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨んでいます。

1. 本会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、本会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. 本会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

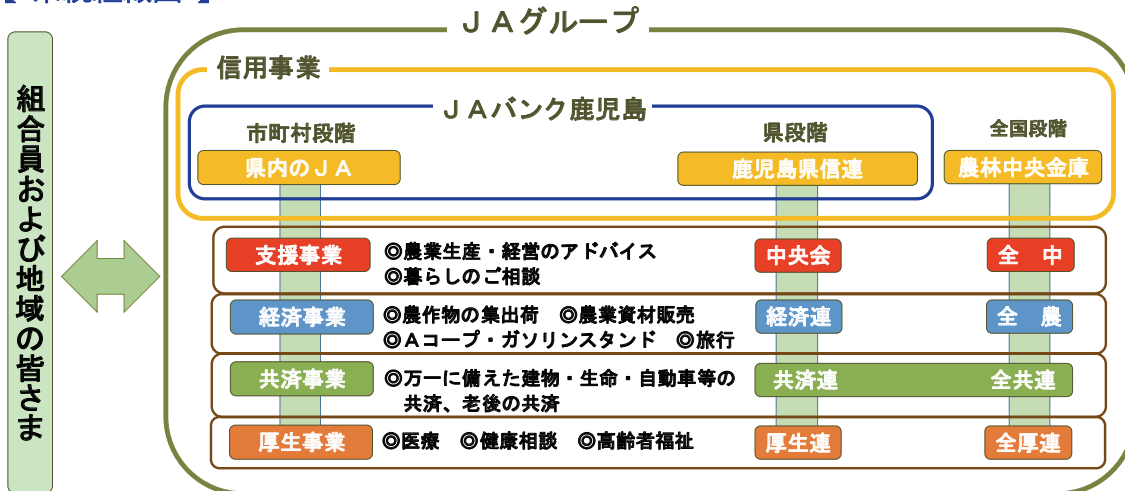
3. 本会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 本会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 本会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

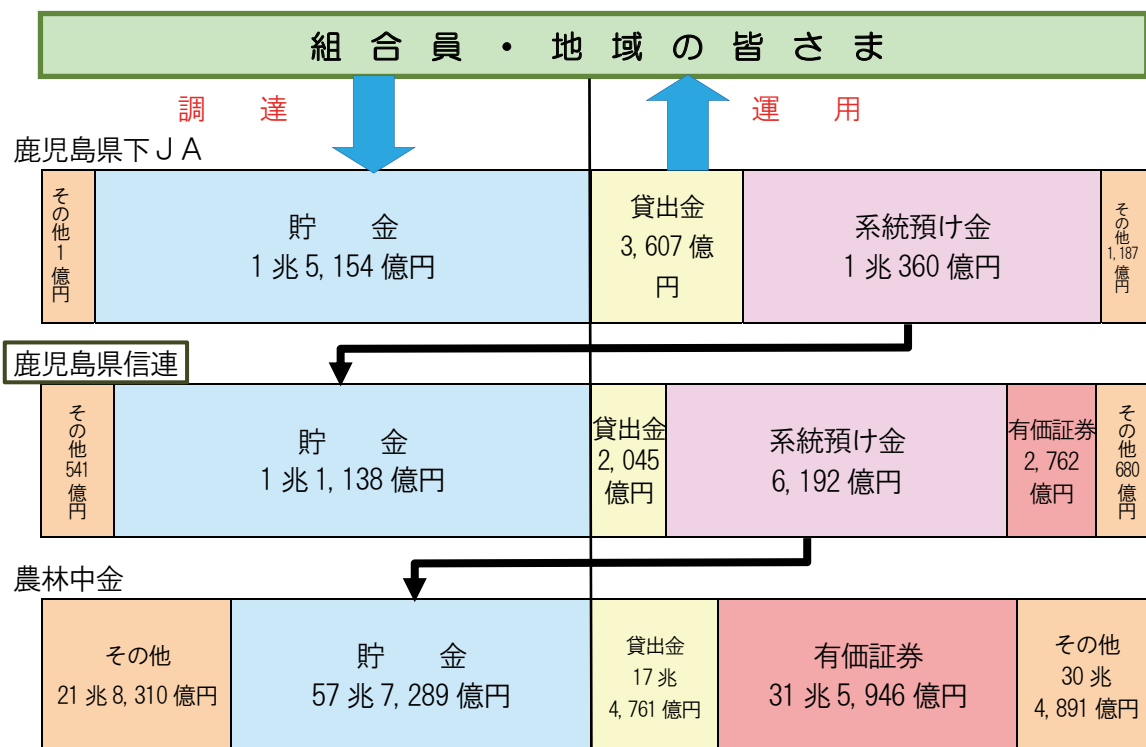
4. 系統組織（JAグループ）のしくみ

【系統組織図】



【JAバンク（系統組織）の資金の流れ】

（令和7年3月31日現在）



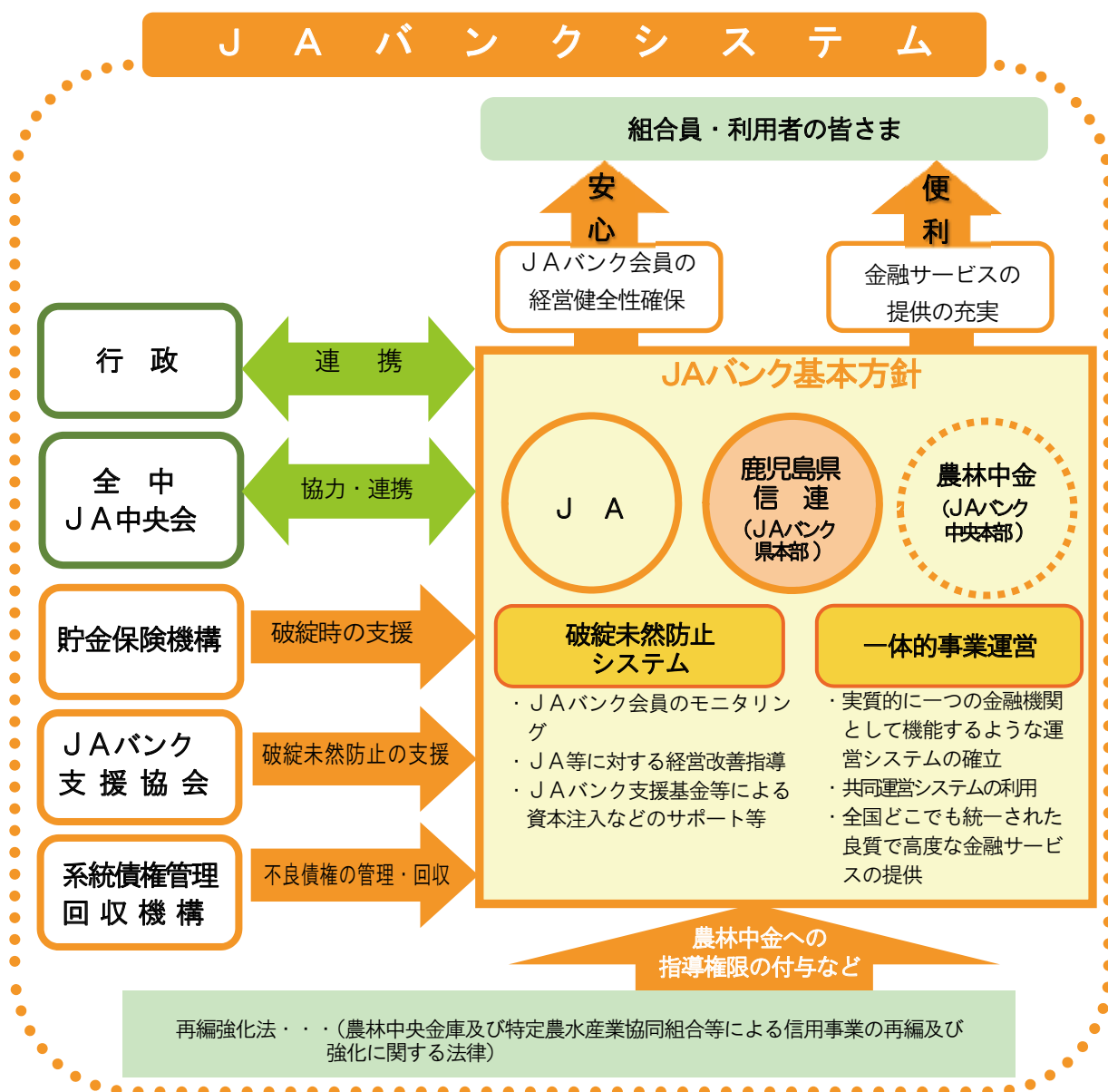
5. JAバンクシステム

【JAバンクシステム】

万全の体制で組合員・利用者の皆さまに、
より一層の「便利」と「安心」をお届けします。

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



【 JAバンク・セーフティーネット 】

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。

これにより、組合員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」をお届けしています。

JAバンク・セーフティーネットのイメージ

破綻未然 防止システム

破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には、①個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和6年3月末における残高は、1,651億円となっています。

貯金保険制度

貯金者等保護のための
公的な制度

貯金保険制度とは、万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保をはかることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和6年3月末現在で4,785億円となっています。

【 JAバンク相談所 】

お客さまからの「苦情・相談等」に、公正な立場で迅速な解決をはかるため、「JAバンク相談所」が設置されています。

TEL : 03-6837-1359

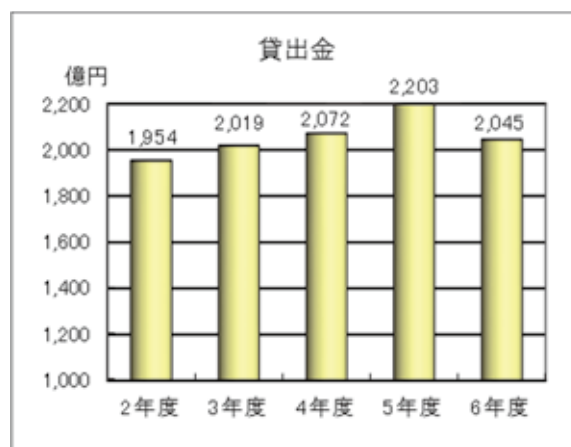
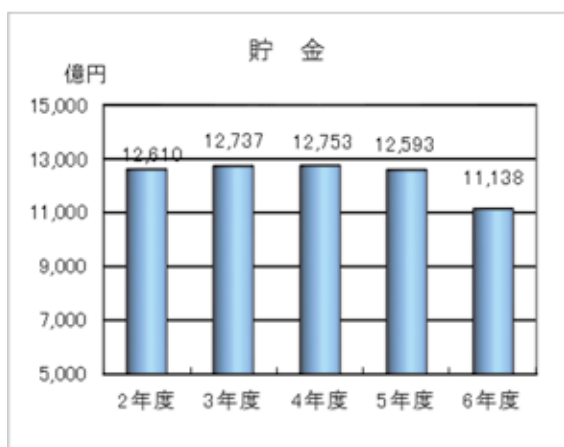
6. 事業の概況

【貯 金】

資金繰りと資金収支を考慮した貯金調達に努めたものの、JAからの貯金および員外の公金貯金が減少したことから、期末残高は1兆1,138億円となりました。

【貸出金】

新規資金や融資枠更新を行いつつ、資金運用効率を考慮して運用を行ったことから、期末残高は2,045億円となりました。

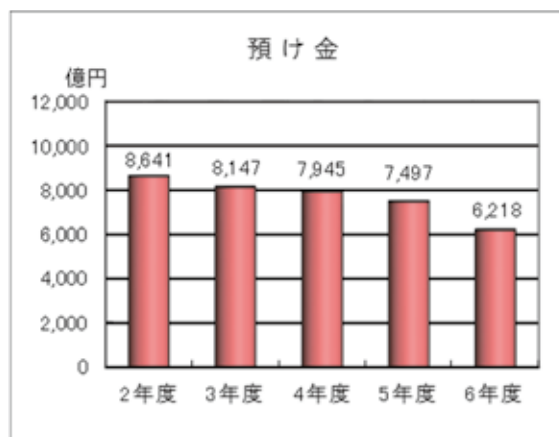
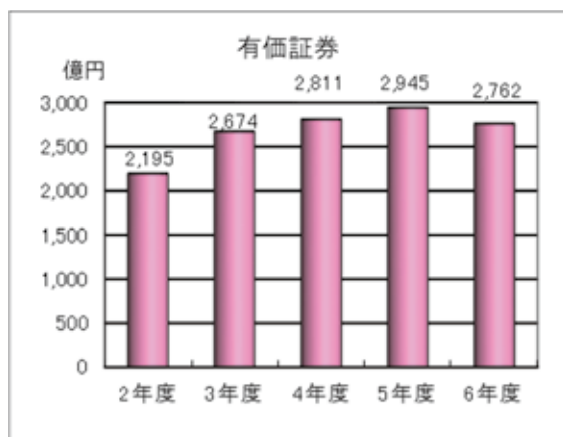


【有価証券】

世界的に金融政策の先行きが見通しにくいなか、安全性を重視し、機動的・効率的運用を行う一方、ポートフォリオの改善を図ったことから、期末残高は2,762億円となりました。

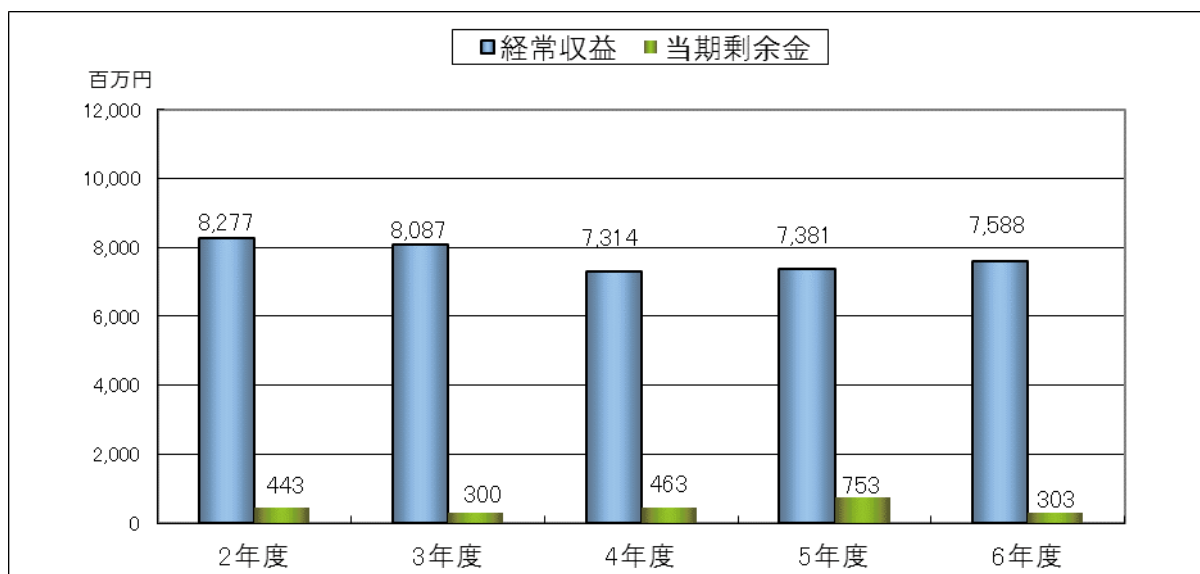
【預け金】

JA貯金および公金貯金の動向を踏まえ、資金繰り・金利環境等を考慮しながら預金運用に取り組んだことから、期末残高は6,218億円となりました。



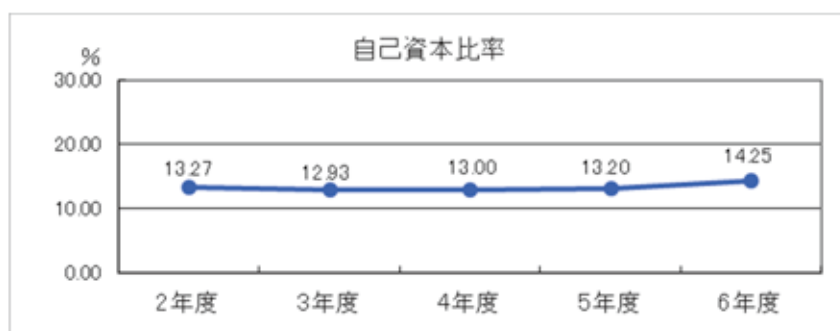
【 損益状況 】

経常収益は 75 億 88 百万円、経常利益は 4 億 29 百万円、当期剰余金は 3 億 3 百万円となりました。



【 自己資本比率 】

自己資本比率は、当期剰余金の確保等により、令和 5 年度末より 1.05 ポイント上昇し、14.25%となりました。



【 金融再生法開示債権の残高・比率 】

金融再生法開示債権は 38 億 84 百万円、金融再生法開示債権比率は 1.88%となりました。

